

令和4年10月20日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業  
「公害健康被害補償業務の徴収業務」の評価について（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

**I 事業の概要等**

事 項	内 容
実施機関	独立行政法人環境再生保全機構
事業概要	申告関係書類の送付、相談窓口の開設、説明・相談会の開催、申告書提出の懇意、申告書等の受理及び点検、申告・納付の協力要請等
実施期間	平成31年3月1日～令和6年2月29日（市場化テスト3期目）
受託事業者	日本商工会議所
契約金額（税抜）	141,596,208円（1年度当たり）
入札の状況	1者応札（説明会参加者=3者／予定価内=1者）
事業の目的	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。）第52条第1項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、ばい煙発生施設等設置者が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金として徴収する。
選定の経緯	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日）において、「公害健康被害補償業務につき、次期中期目標期間から、民間競争入札を導入する。」とされたもの。平成19年12月の基本方針（別表）において選定された。

**II 評価**

**1 概要**

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保において課題が認められ、改善が必要である。

**2 検討**

**（1）評価方法について**

独立行政法人環境再生保全機構から提出された平成31年3月から令和4年6月ま

での実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

## （2）対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	確保されるべき水準	評 値
	<p>（1）申告書の提出率</p> <p>申告書の提出率（納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった件数の割合をいう。）に関して目標とする水準は100%とし、徴収実施期間の終了日（毎年6月14日（令和2年にあっては6月15日））時点の提出率は96%以上とすること。</p>	<p>適</p> <p>徴収実施期間（毎年3月1日から6月14日（令和2年にあっては6月15日））の終了日時点における申告書の提出率は、令和元年度～令和4年度の平均で99.4%。</p>
	（2）機構への関係書類の送付	適
	<p>ア 受理した申告書等を取りまとめ、法令に定める期限（毎年度の初日から45日以内）後10日以内に遅滞なく機構へ提出すること。</p> <p>イ 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。</p>	<p>ア 納付義務者から受理点検した申告書等は、法令に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付された。</p> <p>イ 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」は、令和元～4年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。</p>
民間事業者からの改善提案	<p>民間事業者の改善提案について、以下のような取組を実施している。</p> <p>（1）I C T等の活用</p> <p>令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえWeb説明会、解説動画の配信、機構が開設した賦課金特設サイトの納付義務者の利用促進を行った。</p> <p>令和4年度についても、配信する解説動画に、前年度からの変更点及び誤りの多い事例等を組み入れ、受託事業者ホームページに掲載して納付義務者に対し動画受講を促すPRを行った。</p>	

	<p>(2) 研修会の開催及びマニュアル監修等</p> <p>申告・納付期間の開始前の3月に受託事業者のイントラネットを活用した解説動画の視聴による「各地商工会議所 担当者研修会」を開催するとともに、業務マニュアルを機構と受託事業者とで監修し、窓口となる各地商工会議所担当者の知識習熟及び業務上のトラブル事例とその解決方法等のノウハウの蓄積に努めた。</p>
--	---

### (3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費と比較して、約24%（44,962,310円）減少しており、効果があったものと評価している。

従前経費	186,248,630円（平成20年度）
実施経費	141,286,321円（令和元年度～令和4年度の年度平均）
増減額	44,962,309円減額
増減率	約24%減

### (4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	市場化テストにおいて、①公告期間を50日確保し、関心のある民間事業者には個別に周知、②ジョイント・ベンチャー（共同事業体）を結成した民間事業者が競争に参入できること、③実施要領の別添に「徴収業務の概略図」を追加し、「資料提出命令」「督促状」「滞納処分」など強制措置につながる流れを表記し、債権回収などの経験を有するプロフェッショナルでなくとも業務遂行できることを示す等、 <u>競争性改善のための取組を行ったものの、1者応札に至り、課題が残った。</u>
----	---

### (5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質について、適切に履行されていると評価することができる。

民間事業者の改善提案について、ICTを活用するなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できる。

経費削減効果について、約4500万円（24%）の削減が認められた。

他方、一者応札となり、競争性の確保について課題が認められた。

### (6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施していく必要があるものと考える。

平成 4 年 10 月 5 日  
独立行政法人環境再生保全機構

民間競争入札実施事業 公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況について  
(令和元年度～令和 4 年度分)

当機構は、「公害健康被害補償業務の徴収業務民間競争入札実施要項」(平成 30 年 7 月。以下「実施要項」という。) の「11. 委託事業の評価に関する事項」に規定された「機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。①申告書の提出率 ②機構への関係書類の送付」との条項に基づき、当該二項目について調査を実施したので、以下、報告する。

#### 1. 事業の概要

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）第 52 条第 1 項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、ばい煙発生施設等設置者（以下「納付義務者」という。）が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金として徴収する業務を行っている。

##### （1）委託業務内容

申告関係書類の送付、相談窓口の開設、説明・相談会の開催、申告書提出の懇意、申告書等の受理及び点検、申告・納付の協力要請等

##### （2）契約期間

平成 31 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで

##### （3）受託事業者

日本商工会議所

##### （4）実施状況評価期間

平成 31 年 3 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日

##### （5）受託事業者決定の経緯

本事業に係る落札者の決定は、実施要項に基づき一般競争入札（総合評価落札方式）により実施した。平成 30 年 11 月 8 日の提出期限までに入札参加者（1 者）「日本商工会議所」から総合評価のために必要な書類の提出を受け審査したところ、入札参加資格をすべて満たしており、外部の有識者からなる「民間競争入札に係る評価委員会」において評価し得られた技術点と、同年 12 月

7日に開札した結果得られた価格点を合計した総合評価点が最も高く、入札金額が予定価格の範囲内であったため、日本商工会議所を落札者として決定した。

## 2. 民間競争入札の対象となる徴収業務の質

### (1) 申告書の提出率

申告書の提出率（納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった件数の割合をいう。以下同じ。）に関して目標とする水準は100%とし、徴収実施期間の終了日(毎年6月14日、令和2年は6月15日)時点の提出率は96%以上とすること。

### (2) 機構への関係書類の送付

- ① 受理した申告書等を法令に定める期限（毎年度の初日から45日以内）後10日以内に遅延なく機構へ送付すること。
- ② 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。

## 3. 調査項目

委託事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次の項目について調査を行った。

- (1) 申告書の提出率
- (2) 機構への関係書類の送付

## 4. 調査結果

### (1) 申告書の提出率

各年度の申告書の提出率について 実施要項の2(1)2)アに記載する徴収実施期間（毎年3月1日から6月14日（令和2年にあっては6月15日））の終了日時点における申告書の提出率は、以下のとおりである。

#### ■各年度における申告書の提出率

令和元年度	2年度	3年度	4年度	元～4年度の平均
99.2%	99.1%	99.4%	99.8%	99.4%

### (2) 機構への関係書類の送付

- ① 納付義務者から受理点検した申告書等は、公健法第55条に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付された。  
また、法令に定める期限後に納付義務者から提出のあった申告書についても、速やかに機構へ送付された。
- ② 委託事業実績書は、令和元～4年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。
- ③ 業務実施台帳は、令和元～4年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。

## 5. 実施経費の状況

本業務開始以降の実施経費は以下の表のとおりである。

実施経費は、本事業の4箇年の支払平均額（令和元年度～4年度）と市場化テスト事業開始前の平成20年度支払額を各年度において税抜額で比較した。比較結果は以下のとおり。

### ■実施経費の状況

(単位：円(税抜))

	経費	市場化テスト導入前との比較	
平成20年度 (市場化テスト導入前)	186,248,630	削減額	削減率
令和元年度	141,380,914	44,867,716	24.09%
2年度	141,353,538	44,895,092	24.10%
3年度	141,272,979	44,975,651	24.15%
4年度	141,137,851	45,110,779	24.22%
元～4年度の平均	141,286,321	44,962,310	24.14%

## 6. 競争性改善のための取組

以下のように実施要項の追記及び総合評価落札方式における評価等を行った。

- (1) 前回35日であった公告期間を50日確保し、関心のある民間事業者には個別に周知するなど競争性の確保に努めた。
- (2) 「機構が提供する委託業務関連オンラインシステムの利用方法」の文言を追記し、受託者がシステムを利用できることを明確化した。
- (3) ジョイント・ベンチャー（共同事業体）を結成した民間事業者が競争に参入できることを明示した。
- (4) 「国税徴収法の例により」の文言を追加するとともに、実施要領の別添に「徴収業務の概略図」を追加し、「資料提出命令」「督促状」「滞納処分」など強制措置につながる流れを表記し、債権回収などの経験を有するプロフェッショナルでなくとも業務遂行できることを示した。
- (5) 時代のニーズに合わせた「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」を評価基準に追加して、この取組を実施している者に加点をすることとした。

## 7. 受託事業者による創意と工夫の例

- (1) 現行の受託事業者である日本商工会議所と各地商工会議所は、商工会議所法第6条により、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立されている。

商工会議所と、商工会議所会員企業との間には、地域に根ざした密接な信頼関係が構築されており、受託事業者は各地商工会議所との間で本業務の一部の実施に関する再委託契約を締結することで、過去から委託業務を経験し、業務内容に精通した各地商工会議所担当者のノウハウを引き続き活用するほか、各地商工会議所と納付義務者との信頼関係をもとに業務の円滑な実施を可能とした。

(2) 受託事業者は各地商工会議所との間にインターネットを構築しており、これを活用することで毎年度の申告手続きの周知や情報共有、機構からの連絡事項等を速やかに行つた。インターネットは内部ネットワークのため、申告・納付期限を過ぎても申告・納付の無い納付義務者（以下「未申告事業者」という。）の経営状況に係る報告等、取り扱いに慎重を期すべき情報についても外部漏洩の可能性が低く、的確な情報共有を可能とするなど業務の円滑な実施を可能とした。

(3) 公害健康被害補償業務は納付義務者の申告・納付への理解を求めることが必須であり、経営状況の善し悪しにかかわらず申告・納付する義務があることへの反発や、公害健康被害者のいない地域の納付義務者が主張する申告・納付の必要性に関する疑問、賦課料率格差により大きな金銭的負担を伴う旧指定地域の納付義務者が有する不満などの対応が必要であり、説明・相談会の機会を設け、納付義務者に説明、個別の相談対応が重要なものとなっている。

(4) 説明・相談会については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を中止した。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえWeb説明会、解説動画の配信、ホームページに賦課金特設サイトの開設などを行い、ウイズコロナとしてICT等を活用した新たな徴収業務の仕組みを確立し納付義務者の利便性の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染状況等、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう対応した。

令和4年度についても引き続き、新型コロナウイルス感染症が収まっていないことから、オンライン開催に決定した。配信する解説動画には、前年度からの変更点及び誤りの多い事例等を組み入れ、受託事業者ホームページに掲載して納付義務者に対し動画受講を促すPRを行つた。

(5) 申告・納付期間の開始前の3月に受託事業者のインターネットを活用した解説動画の視聴による「各地商工会議所 担当者研修会」を開催するとともに、業務マニュアルを機構と受託事業者とで監修し、窓口となる各地商工会議所担当者の知識習熟及び業務上のトラブル事例とその解決方法等のノウハウの蓄積に努めた結果、迅速かつ適切な対応が可能となり、納付義務者へのサービスの向上が図られた。

## 8. 総括

- (1) 達成すべき質の達成状況については、「4.調査結果」のとおり、申告書の提出率は年平均で99.4%である。また、機構への関係書類の送付についても期日までに遅滞なく提出されており、業務において確保されるべき質のいずれも達成している。
- (2) 実施経費については、上記5. のとおり、市場化テスト導入前の平成20年度比、直近4年間平均で約4,500万円が削減されており、経費削減の点で大きな効果を上げている。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、説明・相談会の開催方法等の改善など機構との協力体制を強化し実施したことは評価することができる。
- (4) 事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受ける、又は業務に係る法令違反行為等を行つた事案はなかった。
- (5) 実施状況については、機構の業務実績等評価の際に環境省が開催する外部有識者で構成している独立行政法人環境再生保全機構評価検討会による評価を受けている。

機構において、事前審査として、契約の方法、入札条件及び総合評価方式等の評価基準等を審

査する契約手続審査委員会で点検を受けている。また、監事及び外部有識者（大学教授、公認会計士）で構成され、調達等合理計画の点検・見直し等を行う「契約監視委員会」を設置しており、その枠組みの中で契約内容の結果のチェックを受けている。

- (6) 当委託業務については、サービスの確保されるべき質に係る目標を達成し、かつ、経費削減についても、大幅な効果を上げてきた。

#### 9. 今後の方針

これまで「6. 競争性改善のための取組」で記載したような取組を行い、「8. 総括」で示すような結果を得ることができたが、業務の簡略化や効率化を踏まえた実施要項の見直しを実施するため、現行の受託事業者及び過去にヒアリングした民間事業者に再ヒアリングを実施していく。

平成25年度の入札においては応札した民間事業者は2者であったものの、平成30年度の入札においては、応札した民間事業者は1者のみとなったことから、競争性が働くように実施要項の見直しを行った上で、次期事業は現行プロセスに則り進め、総合評価落札方式による価格競争を活用してまいりたい。

なお、次期事業の入札において、複数の民間事業者が応札し競争性が働く状況になり、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成31年3月8日官民競争入札等監理委員会）Ⅱ. 1. (1) の基準を満たした場合には、市場化テストを終了することとしたい。

以上